

○農林水産省告示第千四百九十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の一の項の規定に基づき、昭和
六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百
八十六号（植物防疫法施行規則別表一の一の項の

スペイン国から発送されるレモンの生果実に係る
農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を
次のように改正する。

平成八年九月十七日

農林水産大臣 大原 一三

一 中「レモン」を「レモン並びにネーブル種及
びバレンシア種のスウイトオレンジ」に改める。

四の「」を次のように改める。

（一）低温処理施設又は低温処理コンテナにお
いて、次の方法による消毒が行われたもので
あること。

ア レモンについては、生果実の中心部が摂
氏二度になつた後、引き続き十六日間、そ
の温度以下で消毒すること。

イ ネーブル種及びバレンシア種のスウイ
トオレンジについては、生果実の中心部が
摂氏一・五度になつた後、引き続き十七日
間、摂氏二度以下で消毒すること。